

問題 1

【正解】 2

【解説】 成年後見制度に関する基礎的問題であり、後見開始の審判がされた場合の法律効果についての理解がされていることを確認する趣旨である。

事理弁識能力を欠く常況にある者が家庭裁判所により後見開始の審判を受けた場合、成年被後見人となり、行為能力の制限を受ける。この者が一時的に事理弁識能力を回復することはありうるが、だからといってその間だけ行為能力を回復し単独で完全に有効な法律行為をなしうるものではない。この点が意思無能力との違いである。

問題 2

【正解】 2

【解説】 法人に関する基礎的問題であり、法人の営利性の意味についての理解がされていることを確認する趣旨である。

ある法人が営利法人であるか非営利法人であるかは、収益事業を行うか否かではなく、事業によって得た経済的利益を社員に分配することを目的とするか否かによって判断される。これを目的とする法人を営利法人、目的としないものを非営利法人という（一般法人 11 条 2 項、会社 105 条 2 項、公益法人 18 条 4 号参照）。したがって、非営利法人も収益事業を行うことがありうる。

問題 3

【正解】 1

【解説】 公序良俗違反に関する基礎的問題であり、動機の不法による公序良俗違反についての理解がされていることを確認する趣旨である。

賭博の用に供することや賭博によって負担した債務の弁済を目的とする金銭消費貸借契約は、動機の不法性が考慮され、公序良俗に反し無効（民 90 条）と解されている（最判昭和 47・4・25 判時 669 号 60 頁〔賭博の用に供する金銭消費貸借〕、大判昭和 13・3・30 民集 17 卷 578 頁〔賭博によって負担した債務の弁済のための金銭消費貸借〕）。

問題 4

【正解】 2

【解説】 消滅時効に関するやや発展的問題である。時効の利益の援用権者および、時効利益の効果についての理解を確認する趣旨である。

時効利益の放棄の効果は相対的に生じる。物上保証人は、甲債務の消滅時効の援用権者である（民 145 条）。債務者が時効の利益を放棄しても、物上保証人はその被担保債権の消滅時効を援用することができる（最判昭和 42・10・27 民集 21 卷 8 号 2110 頁）。

問題 5

【正解】 1

【解説】 地上権に関する基礎的問題である。空間を目的とする地上権の成立要件についての理解を確認する趣旨である。

第三者が使用または収益をする権利を有する土地上の空間を目的とする地上権を設定するためには、その土地の使用または収益をする権利を有する者の承諾が必要である（民 269 条の 2）。

問題 6

【正解】 2

【解説】 共有に関する基礎的問題である。共有者の権利についての理解を確認する趣旨である。

各共有者は、単独で目的物の不法占拠者に対し明渡しを請求することができる（大判大 10・7・18 民録 27 輯 1392 頁）。

問題 7

【正解】 1

【解説】 弁済に関する基礎的問題であり、弁済をする者が、弁済の際にその受領者に対して受取証書の交付を請求できることについての理解を確認する趣旨である。

民法 486 条。なお、債権証書の返還については、弁済をする者は、債務の全部を弁済した後でないと請求することができず（民 487 条）、同時履行の関係にはない。

問題 8

【正解】 1

【解説】 留置権に関する基礎的問題であり、留置権の不可分性についての理解を確認する趣旨である。

民法 296 条。なお、同条は、先取特権、質権、抵当権にも準用される（それぞれ、民 305 条、350 条、372 条）。これを担保物権の不可分性という。

問題 9

【正解】 1

【解説】 弁済に関するやや発展的問題であり、第三者の弁済について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

民法 474 条 1 項・2 項により、債務の弁済は、弁済をするについて正当な利益を有する者であれば、債務者の意思に反しても、することができる。そして、借地上の建物を賃借する者は、その敷地の地代の弁済について、法律上の利害関係を有する（民 474 条 2 項の「弁済をするについて正当な利益を有する」に相当する表現）とされている（最判昭和 63・7・1 判時 1287 号 63 頁）。

問題 10

【正解】 1

【解説】 債権の目的に関する基礎的問題であり、法定利率についての理解を確認する趣旨である。

民法 404 条 2 項参照。法定利率については変動の可能性が認められているが、改正後の民法施行から 3 年間の法定利率は 3 パーセントである（同条 3 項参照）。改正法の内容は上記のとおりであるが、具体的事案の解決に際しては経過措置に留意することが必要である（平成 29 年法律第 44 号附則第 15 条参照）。

問題 11

【正解】 1

【解説】 債権者代位権に関する基礎的問題であり、改正の内容について確認する趣旨である。

従来の判例（大判昭和 14・5・16 民集 18 卷 557 頁）が、民法 423 条の 5 のとおりに改められた。

問題 12

【正解】 1

【解説】 債権譲渡に関する基礎的問題であり、対抗要件の構造に関する基礎的理解を確認する趣旨である。

民法 467 条および最判昭和 49・3・7 民集 28 卷 2 号 174 頁参照。

問題 13

【正解】 2

【解説】 債務の引受けに関する基礎的問題であり、併存的債務引受における引受人の抗弁についての理解を確認する趣旨である。

民法 471 条 2 項参照。併存的債務引受の引受人は、債務の履行を拒むことができるにとどまり、解除権を行使して債務を免れることはできない。

問題 14

【正解】 1

【解説】 危険負担に関する基礎的問題であり、民法 536 条 1 項の内容について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、その債務の債権者は、反対給付の履行を拒むことができる（民 536 条 1 項）。その例外として、売買契約において、目的物の引渡しがあった時以後にそれが当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失した場合には、買主は代金の支払を拒むことができないが（民 567 条 1 項）、引渡し前に滅失した場合には、上記の原則がそのまま妥当する。

問題 15

【正解】 1

【解説】 賃貸借に関する基礎的問題であり、賃借人による修繕が許される場合についての理解を確認する趣旨である。

民法 607 条の 2 第 1 号。

問題 16

【正解】 2

【解説】 請負に関する基礎的問題であり、仕事完成前の任意解除権についての理解を確認する趣旨である。

仕事完成前の任意解除権は注文者にはあるが（民 641 条），請負人にはない。

問題 17

【正解】 2

【解説】 事務管理に関する基礎的問題であり、事務管理の効果についての理解を確認する趣旨である。

管理者による費用の償還請求等を規定する民法 702 条 2 項は、同 650 条 3 項は準用していない。

問題 18

【正解】 1

【解説】 不法行為の要件に関する基礎的問題であり、使用者責任の要件について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

使用者責任における「外形理論」は、自動車事故などの事実的不法行為にも適用されるとするのが判例の立場である（最判昭和 37・11・8 民集 16 卷 11 号 2255 頁，最判昭和 39・2・4 民集 18 卷 2 号 252 頁，最判昭和 43・9・27 民集 22 卷 9 号 2020 頁，最判昭和 37・11・8 民集 16 卷 11 号 2255 頁など）。

問題 19

【正解】 2

【解説】 不法行為の要件および効果に関する基礎的問題であり、いわゆる被害者側の過失の法理について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

最判昭和 42・6・27 民集 21 卷 6 号 1507 頁は、保育園の保母など、両親より幼児の監護を委託された者の被用者のような被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられない者の過失は、被害者側の過失に含まれないものと解すべきであるとする。

問題 20

【正解】 1

【解説】 親族に関する基礎的問題であり，親族概念についての理解を確認する趣旨である。

配偶者の一方と，他方の血族との関係を姻族という。夫から見て妻の兄は，姻族であり，妻の傍系血族であるので，傍系姻族という。妻からみて兄は2親等なので（親等の数え方については民726条参照），妻の兄は2親等の傍系姻族である。

問題 21

【正解】 1

【解説】 内縁に関する基礎的問題であり，内縁の死亡解消の効果についての理解を確認する趣旨である。

内縁関係が死亡により解消した場合に，財産分与の規定（民768条）は類推適用されない。最決平成12・3・10民集54巻3号1040頁。

問題 22

【正解】 1

【解説】 親子に関する基礎的問題であり，認知の無効についての理解を確認する趣旨である。

最判平成26・1・14民集68巻1号1頁。

問題 23

【正解】 1

【解説】 法定相続に関するやや発展的問題であり，いわゆる再転相続における再転相続人の選択内容の理解を問う趣旨である。

相続人が熟慮期間中に相続の承認・放棄のいずれもしないまま死亡した場合，その相続人の相続人（再転相続人）は2つの相続について選択をすることになるが（民916条参照），その選択の組み合わせに関しては，最判昭和63・6・21家月41巻9号101頁が，第1相続を先に放棄して第2相続を放棄できるとし，また，先に第2相続を放棄した場合には第1相続を放棄できない，としている。

問題 24

【正解】 1

【解説】 遺贈に関する基礎的問題であり，負担付遺贈についての理解を確認する趣旨である。

民法1002条2項本文。

問題 25

【正解】 2

【解説】 遺贈に関する基礎的問題であり，遺贈の効力についての理解を確認する趣旨である。

民法 994 条 1 項。

問題 26

【正解】 1

【解説】 添付に関する基礎的問題であり，動産の付合についての理解を確認する趣旨である。

民法 243 条。

問題 27

【正解】 1

【解説】 物権変動の対抗に関する基礎的問題であり，登記なくして対抗できない第三者の範囲について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

所有権を取得した者は不法占拠者に対しては登記なくして所有権取得を対抗できるため（民 177 条），登記を備えていない A であっても，所有権の侵害を理由とする損害賠償請求をすることができる。

問題 28

【正解】 1

【解説】 消滅時効に関する基礎的問題であり，人の身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効の起算点および期間についての理解を確認する趣旨である。

民法 166 条 1 項 1 号，724 条 1 号，724 条の 2。

問題 29

【正解】 2

【解説】 不法行為の効果に関するやや発展的問題であり，被害者の素因による過失相殺の類推適用についての理解を確認する趣旨である。

最判平成 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2474 頁を参照。

問題 30

【正解】 2

【解説】 契約の成立に関するやや発展的問題であり、契約の締結義務を負う場合の法律関係について具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

最判平成 29・12・6 民集 71 卷 10 号 1817 頁は、NHK の受信契約の締結強制が争われた事案において、特定の契約の締結を強制する旨を定めた法律の規定が存する場合において、相手方からの当該契約の申込みに対して契約の締結義務を負う者が承諾をしないときに、契約の締結の強制を実現する具体的な方法としては、相手方がこの者に対して承諾の意思表示を命ずる判決を求め、その判決の確定によって当該契約が成立すると判示する。

問題 31

【正解】 2

【解説】 意思表示に関するやや発展的問題であり、意思表示の瑕疵の態様に応じ、その表意者がこの意思表示を基礎として取引に入った第三者に対して意思表示の無効または取消しを対抗しうるための要件の違いについて、理解がされていることを確認する趣旨である。

ア. 正しい。真意ではないことを知りながらあえて意思表示をした者には重い帰責性があるため、第三者保護要件は善意のみであり、無過失は要求されていない（民 93 条 2 項）。本肢の第三者 C は善意であるので、保護される。

イ. 誤り。相手方と通じて虚偽の表示をした者にも、心裡留保の意思表示をした者と同様、重い帰責性があるため、第三者保護要件は善意のみである（民 94 条 2 項）。本肢の第三者 C は善意であるので、保護される。

ウ. 誤り。錯誤による意思表示をした者には帰責性があるものの、表意者に真意と異なる表示をする認識がない点において帰責性が重いとはいえない。このため、表意者を保護する必要性が高く、これと均衡上、第三者保護要件は、善意に加えて無過失が要求されている（民 95 条 4 項）。本肢の第三者 C は、善意・有過失であるので、保護されない。

エ. 誤り。詐欺による意思表示をした者も、錯誤による意思表示をした者と同じ扱いを受ける。したがって、第三者保護要件は、錯誤の場合と同じく、善意に加えて無過失が要求される（民 96 条 3 項）。本肢の第三者 C は、善意・有過失であるので、保護されない。

オ. 正しい。民法 96 条 3 項は、強迫による意思表示には適用されない。このため、意思表示の取消しをした者は、善意・無過失の第三者にもその取消しを対抗することができる。

問題 32

【正解】 2

【解説】無権代理に関するやや発展的問題であり、無権代理が行われた後に無権代理人を含む共同相続が生じた場合の法律関係について、具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。追認権は共同相続人に不可分的に帰属し、無権代理行為を行っていない共同相続人全員が無権代理行為を追認している場合には、無権代理行為を行った共同相続人が追認を拒絶することは信義則に反し許されない（最判平成5・1・21民集47巻1号265頁）。
2. 誤り。追認権は共同相続人に不可分的に帰属するため、無権代理行為を行っていない共同相続人 D が追認を拒絶すれば、無権代理行為は全体として共同相続人に効果帰属しない。追認権が各共同相続人に分割帰属するものではないし、効果帰属が共同相続人ごとに生じるものでもない（前掲最判平成5・1・21）。
3. 正しい。相手方が無権代理行為を取り消すことができるのは、無権代理が追認されるまでである（民115条）。
4. 正しい。Dは無権代理行為をした者ではないので、CはDに無権代理人の責任を追及することができない。
5. 正しい。無権代理人が制限行為能力者である場合、相手方は無権代理人の責任を追及することができない（民117条2項3号）。

問題 33

【正解】2

【解説】物権的請求権に関するやや発展的問題である。物権的請求権について具体的事例に即した理解を確認する趣旨である。

A は、甲土地に無権原で乙建物を所有することにより、甲土地の所有権を侵害している。したがって、甲土地の所有者は、A に対し、所有権に基づき乙建物の収去を請求することができる。

1. 誤り。物権の侵害が侵害者の故意・過失によって生じたことは、物権的請求権を行使するための要件ではない。
2. 正しい。他人の所有権を侵害した A は、自己の費用により侵害を除去しなければならない。物権的請求権は、相手方の費用負担で積極的な除去行為を請求する権利（行為請求権）であるとするのが判例（大判昭 5・10・31 民集 9 卷 1009 頁）である。
3. 誤り。A は、甲土地の不法占拠者であるので、甲土地の所有権を取得した者との関係で、民法 177 条の第三者にあたらぬ。C は、登記なくして甲土地の所有権移転を A に対抗することができる。したがって、C は、甲土地の所有権に基づき A に対して乙建物の収去を請求することができる。
4. 誤り。物権的請求権の相手方は乙建物の所有者である（最判平 6・2・8 民集 48 卷 2 号 373 頁）。D は、乙建物の所有権を取得しているから、B は、D に対して、乙建物の収去を請求することができる。
5. 誤り。判例（前掲最判平 6・2・8）によれば、他人の土地上に存する建物の所有権を取得した者は、自らの意思によりその登記を備えた場合、当該建物を他に譲渡しても、登記名義を有する限り、土地所有者に対して、建物収去義務を免れることはできない。したがって、B は、乙建物の登記名義人である A に対して、乙建物の収去を請求することができる。

問題 34

【正解】2

【解説】動産の物権変動に関するやや発展的問題である。動産物権変動の対抗問題および即時取得の要件および効果についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。動産の占有改定を受けた者は、その所有権取得を第三者に対抗することができる（民 178 条、183 条）。
2. 誤り。判例（最判昭 32・12・27 民集 11 卷 14 号 2485 頁）によれば、即時取得は占有改定によって成立しない。したがって、本肢では、A は、現実の引渡しにより甲の占有を開始した時に民法 192 条の要件が満たされなければ、甲を即時取得しない。
3. 正しい。即時取得が成立するためには、A による動産の取得が取引行為による必要がある（民 192 条）。
4. 正しい。無償契約である贈与は民法 192 条の「取引行為」にあたる。
5. 正しい。A は、民法 193 条の定める「被害者」にあたる。したがって、D につき即時取得の要件を満たす場合であっても、A は、甲の盗難の時から 2 年間、D に対して甲の回復を求めることができる。

問題 35

【正解】 5

【解説】債権の消滅に関するやや発展的問題であり、どのような場合に債権が消滅するかについて具体的事例に即して理解がされていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 482 条。
2. 正しい。民法 489 条 1 項。
3. 正しい。民法 466 条の 2 第 1 項。
4. 正しい。民法 502 条 1 項・2 項により、原債権者 B は、単独で乙を実行することができる。
5. 誤り。A の B に対する丙債権（自働債権）がすでに弁済期にあり、B の A に対する甲債権（受働債権）の弁済期が未到来である場合には、A は、甲債務について期限の利益を放棄して（民 136 条）、その弁済期を到来させ、相殺適状（民 505 条 1 項）をもたらすことができる。これに対して、丙債権（自働債権）の弁済期が未到来の場合には、丙債権の債務者である B に期限の利益があるため、A は、丙債権の弁済期が到来するまでは、相殺の意思表示をして甲と丙を対当額において消滅させることはできない。

問題 36

【正解】 4

【解説】担保物権に関する基礎的な問題であり、担保物権の効力について理解がされていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 298 条 2 項・3 項。
2. 正しい。民法 333 条。
3. 正しい。民法 352 条。
4. 誤り。債権質権者は、民事執行法が定める担保権実行の手續によらずに、質権の目的である債権を取り立てることができる（民 366 条 1 項）。
5. 正しい。民法 370 条。

問題 37

【正解】 1

【解説】債務不履行の責任等に関する基礎的問題であり、履行に代わる損害賠償についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。民法 412 条の 2 第 2 項参照。
2. 正しい。民法 415 条 2 項 3 号。条文は、履行に代わる損害賠償の請求のために、解除権の発生を要求するにとどまり、解除権の行使を要求していない。
3. 正しい。民法 415 条 1 項および同条 2 項 2 号参照。
4. 正しい。民法 415 条 1 項ただし書参照。
5. 正しい。民法 533 条（とくにカッコ内）参照。

問題 38

【正解】3

【解説】売買に関する基礎的問題であり、目的物の品質に関して売主が負う契約不適合責任についての理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときに限り、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができるにとどまる（民 562 条 1 項ただし書き）。

イ. 正しい。民法 563 条 2 項 1 号。

ウ. 誤り。民法 564 条により、買主は同 415 条の規定による損害賠償を請求することができる。売主は免責事由があれば損害賠償責任を免れることができる（民 415 条 1 項ただし書）。

エ. 正しい。民法 564 条、542 条 1 項 3 号・5 号参照。

オ. 誤り。改正前民法下の判例は、買主が売主の担保責任に基づく損害賠償請求権を保存するには、少なくとも、売主に対し、具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損害賠償請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げることを求めているが（最判平成 4・10・20 民集 46 卷 7 号 1129 頁）、改正民法は、不適合の通知をすれば足りるとしている（民 566 条本文）。

問題 39

【正解】4

【解説】定型約款に関する基礎的問題であり、民法 548 条の 2 第 1 項が定める内容についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。定型取引を行うことの合意をしたからといって、定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたものとみなされるわけではない。
2. 誤り。定型取引を行うことの合意をした者が定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたときは、定型約款の個別の条項を合意したものとみなされ、その条項に拘束される（同項 1 号）
3. 誤り。定型取引を行うことの合意と定型約款を契約の内容とする旨の合意の両方があってはじめて、定型約款の個別の条項を合意したものとみなされる（同項 1 号）。
4. 正しい。定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなされるためには、定型取引を行うことの合意も必要である（同項柱書）。
5. 誤り。1 号あるいは 2 号のいずれかの要件を満たせば、定型取引を行うことの合意をした者は定型約款の個別の条項に拘束される。

問題 40

【正解】 5

【解説】 不法行為の効果に関する基礎的問題であり、生命侵害の不法行為における被害者の遺族の損害賠償請求についての理解を確認する趣旨である。

ア. 正しい。大判大正 15・2・16 民集 5 卷 150 頁を参照。

イ. 正しい。最判昭和 42・11・1 民集 21 卷 9 号 2249 頁を参照。

ウ. 正しい。民法 711 条。

エ. 誤り。最判平成 12・9・7 裁集民 199 号 477 頁は、死亡した被害者から扶養を受けていた配偶者および子は、相続放棄をした場合であっても、被害者の生前の収入のうち被扶養者の扶養に充てるべき部分について、扶養利益喪失による損害賠償を請求することができるが、その扶養利益喪失による損害額は、相続により取得すべき被害者の逸失利益の額と当然に同じ額となるものではないとする。

オ. 誤り。最判昭和 39・9・25 民集 18 卷 7 号 1528 頁は、生命保険契約に基づいて給付される保険金は、不法行為の原因と関係なく支払われるべきものであり、不法行為による損害賠償額から控除すべきではないとする。

問題 41

【正解】 4

【解説】 不法行為の要件に関するやや発展的問題であり、責任無能力者の監督義務者等の責任についての理解を確認する趣旨である。

ア. 正しい。最判平成 28・3・1 民集 70 卷 3 号 681 頁は、精神障害者と同居する配偶者は、民法 714 条 1 項の「法定の監督義務者」に当たるとはいえないとする（監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がある場合には、「法定の監督義務者に準ずる者」として責任を負うことはありうるが、「法定の監督義務者」ではない）。

イ. 正しい。最判昭和 37・2・27 民集 16 卷 2 号 407 頁を参照。

ウ. 誤り。最判平成 27・4・9 民集 69 卷 3 号 455 頁は、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではないとする。

エ. 正しい。最判昭和 49・3・22 民集 28 卷 2 号 347 頁を参照。

オ. 誤り。最判平成 7・1・24 民集 49 卷 1 号 25 頁は、失火責任法にいう重大な過失の有無は、未成年者の監督義務者について考慮され、監督について重大な過失がなかったときは、監督義務者は損害賠償責任を免れるとする。

問題 42

【正解】 3

【解説】届出に関する基礎的問題であり、創設的届出について具体的に理解がされていることを確認する趣旨である。

ア. 父の死亡後に認知の訴えが提起された場合（民 787 条），認容判決の確定によって認知の効力が生じる。

イ. 協議離婚は届出によって成立する（民 812 条，739 条 1 項）。

ウ. 特別養子縁組は審判によって成立する（民 817 条の 2 第 1 項）。

エ. 夫婦の一方の死亡によって婚姻が解消した場合に，生存配偶者は，姻族関係終了の意思表示（民 728 条 2 項）を戸籍上の届出（戸 96 条）によってすることで，姻族関係を終了させることができる。

オ. 離婚についての調停が成立すると（家事手続 268 条 1 項），直ちに離婚の効果が生じるので，この場合の戸籍の届出は報告的届出である（戸 77 条，73 条，63 条）。

したがって，イ・エに関する届出が創設的届出であり，ア・ウ・オに関する届出は報告的届出である。

問題 43

【正解】 4

【解説】具体的相続分の算定方法を問う基礎的問題であり，具体的事例に即して具体的相続分を算定できることを確認する趣旨である。

みなし相続財産は，相続開始時の財産に，特別受益に該当する生前贈与を加え，寄与分額を控除して，算定する。各自の具体的相続分は，みなし相続財産に法定/指定の相続分を掛け，特別受益ある者はその分を控除し，また，寄与分ある者はその分を加算して，算定する（民 903 条，904 条の 2 参照）。本問では，みなし相続財産は，4000（相続開始時の財産）+200（E への贈与）-600（D の寄与）= 3600 万円となり，各自の具体的相続分は，C は $3600 \times 1/4 - 400$ （遺贈）= 500 万円，D は $3600 \times 1/2 + 600$ （寄与）= 2400 万円，E は $3600 \times 1/4 - 200$ （贈与）= 700 万円となる。

問題 44

【正解】 4

【解説】相続人に関する基礎的問題であり、具体的事例に即して誰が相続人となるかを判断できることを確認する趣旨である。

- ア. 誤り。相続人は BCD のみである。欠格事由は相続人の行為についてのものであって、相続人の配偶者の行為がこれに該当しても、相続人は相続欠格に該当しない(民 891 条)。
- イ. 誤り。相続人は BDF のみである。同時死亡の推定(民 32 条の 2)により C は A を相続しないが、C の子 F は A を代襲相続する(民 887 条 2 項)。
- ウ. 正しい。D の縁組は成年に達した後になされており、普通養子縁組である。この場合、A との血族関係は終了せず、D は A を相続する(民 887 条 1 項)。
- エ. 正しい。普通失踪(民 30 条 1 項)の場合、7 年の失踪期間の満了時に死亡が擬制される(民 31 条)。よって、D は A を相続しない。
- オ. 誤り。相続人は BCD のみである。祭祀財産の承継は相続とは別のルールにより定まる(民 897 条)。そこでの承継者の指定(同条 1 項ただし書)は相続人とは関係がない。

問題 45

【正解】 3

【解説】物権や債権に関して、当事者または直接の関係者とそれら以外の第三者との関係がどのように規律されているかに関する基礎的問題である。第三者の権利義務が、他者の行為等によっていかなる影響を受けるかについての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 179 条 1 項ただし書。
2. 正しい。保証人は、主たる債務者から委託を受けて保証をする場合と委託を受けずに保証をする場合とがある(民 458 条の 2, 459 条, 459 条の 2, 460 条, 462 条, 463 条等は このことを前提とする)。
3. 誤り。民法 472 条参照。債権者と引受人となる者との契約による免責的債務引受の効力は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に生じ、債務者からの承諾が債権者に対してなされることは要しないとされており(民 472 条 2 項)、債務者の意思に反するかどうかは効力発生要件とされていない。
4. 正しい。民法 474 条 2 項。
5. 正しい。民法 537 条 1 項・3 項。